

監事監査報告書

社会福祉法人 敬愛会
理事長 有馬頼底 様

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行、会計の執行状況及び法人・施設の運営状況を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たち監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

所見

平成29年4月1日、社会福祉法人制度改革が本格施行されました。 平成29年度から施行された主な改正事項について、厚生労働省令に従い遺漏無きよう事務処理にあたって頂きたい。

- ① 少子高齢化の時代を向かえ、人財の確保及び長期継続勤務が可能な人財の育成をすすめ、魅力ある職場づくりを努めること
- ② 公認会計士による任意会計監査を導入するにあたり、監査体制の整備を進め、法人の経営力強化、効率的な経営に努めること
- ③ 地域のニーズや法人の実績に即した創意工夫を行い、公益的な活動を一層促進すること（地域における公益的な取組を実施する責務）

平成30年5月31日

社会福祉法人 敬愛会

監事

増井克己



監事

中林文郎

